

若越郷土研究

411

教如の諸国秘回と「大坂拘様」御書

小泉 義博

本願寺顕如光佐と織田信長との間で戦われた石山合戦も、天正八年（一五八〇）閏三月には和議が締結され、ようやく終東の方向に歩んでいた。ところがこの顕如の方針に反対してあくまで徹底抗戦すべしと唱えたのが、その嫡子教如光寿である。彼は諸国門徒衆に檄を發し、信長の裏切りは歴然だとして、さらに一層の支援を要請したのである。しかしながら教如のこの行動も、所詮は信長軍の武力に敵うものではなく、八月二日について退

城に追込まれ、翌三日に彼は紀伊雜賀に到着したのである。^①

教如を迎えた父顕如は、信長を憚って彼を義絶とし、また彼に従った主戦派の坊主・門徒衆を破門に処した。そのため彼は雜賀で逼塞を余儀なくされ、かかる状態は十一月下旬まで続いたものようである。

態染筆候。抑今度退出之事、雖無念之仕立候、從雜賀種々調略之儀候而、内輪之不慮依有之、其以前ニ被著令退散候。誠籠城已來各懇志難忘候。其届旁事々様子とも可申下候内存候つるを、はや火急ニ相果候條、無是非候。此上にも仏法相統候様、馳走頼入斗候。就其法儀の嗜肝要候。連々如聴聞安心之一儀におきてハ、専修專念ナリ□□□□一念之往生ハ治定にて候。其うえにハ、命のあらんかきりハ、仏恩の広大なる程をよろこひ、念仏を申さるへき斗候。穴賢く。

天正八年

十一月廿八日

宛所欠之^②

教如

右は天正八年十一月二十八日に教如が發した書状で、宛所を欠くが、所藏する美濃西入坊に宛てられたものであろう。その言うところ

ろは、退出に追込まれたのは無念であるが、雜賀の顕如から調略が行われ、また内輪でも不慮の事態があつて退散したのである。籠城以来の懇志は忘れ難く、今後も仏法が相続くよう馳走を頼むものである、と述べている。かかる内容の一連の文書においては、右の日付のものが最も遅いようであるから、この時点までは教如は雜賀にいたと考えてよいであろう。

二

ところが教如は、右の文書發給を最後にして密かに雜賀を脱し、諸国秘回の旅に出たらしい。

依而拙寺方ニハ賢智之嫡女ニ、越中河上立埜勝宗之息男ヲ養子ニ申請、賢宗と更名して六世之為住侶。当代、天正八年之秋、教如上人飛州高山ニ御潜居被為遊、美濃より越前石動白村ニ御越被遊、同穴馬八ヶ村之内、半原村ニ御越年。天正九年之春、拙寺ニ入御、天正十年之春まで御逗留中、賢宗之女江御慈命を被為掛。遺跡今同国大野法蓮寺ニテ各別之御取扱。拝官并諸事冥加ニ御座候。其後 教如様、御当山 御起

立被為遊候。御歎遣被為、賢宗妻唯明上京之節、御対面被 仰付、恐入候。^③

右は、越前大野郡富島村の南専寺（東派）

に関する由緒書の一節であるが、それによる

と、第六世賢宗（越中の立埜勝宗の子息で、

養子となつて南専寺を継承）の時代の天正八

年秋（正しくは冬であろう）に、教如が飛驒

高山に一時潜伏し、次いで美濃から越前石動

白（石徹白）村を通つて穴馬八ヶ村のうちの

半原村に転じ、ここで越年して天正九年春を

迎え、やがて富島南専寺に達した。そして翌

十年春まで南専寺に逗留したが、その間に賢

宗の娘との間に男子を儲けるに至つたので、

後にこの男子には大野の法蓮寺が与えられて

住持に据えられたと見えている。前掲した史

料で、教如が十一月下旬まで雑賀に留まつて

いたことは確實と思われるので、雑賀から飛

驒高山に転じたのは冬十二月のこととしなけ

ればなるまい。なお別の史料を見ると、教如

と賢宗の娘との間の男子は「宮内卿」と称さ

れ、晩年には矢戸口村へ隠居して墓所もそこ

に設けられ、また住持となつた法蓮寺はもと

は「柳之道場」と言い、無住状態が続いてい

たものだと語られている。

教如が密かに越前大野郡に來たとの説は、

ひとり南専寺にとどまらず、近在の雲乗寺の

由緒書にも登場する。

天正年中、石山本願寺御落城之節、教如上

人諸国秘回之砌、予が拙宅に御止宿在シテ、

敷地の高嶺たる有様を御一覽在テ、雲乗寺

と寺号を賜、弥奉蒙御教化。^⑤

この雲乗寺由緒書によれば、石山退城後の

教如が諸国を秘回した際に、雲乗寺にも止宿

して教化を行い、寺号「雲乗寺」が付与され

たと述べられるのである。

以上に見た二点の由緒書によつて、雑賀を

脱した教如は天正八年冬に一旦、飛驒高山に

至り、次いで美濃から越前石徹白村を經由し

て穴馬八ヶ村のうちの半原村に達し、ここで

天正九年の春を迎えてさらに富島南専寺に転

じ、翌十年春までは南専寺に滞在していたこ

とが知られた。雲乗寺に止宿したのは、この

南専寺滞在中に行つた数日間の小旅行におけ

るものであろう。

三

ところで教如は天正九年春に富島南専寺に

入部した際であらうか、次のような書状を發している。

〔墨引〕

態染筆候。去年退城之刻、はるく〜と音信

まことに悦入候。猶按察法橋可申候。穴

賢々々。

天正九年

二月十五日

教如（花押）

右は越後の淨興寺に宛てて、去年（天正

八年）の石山退城の際に、遙々と音信をも

たらしたことを謝したもので、子細は下間

頼龍（了明）から伝達すると見えている。

この書状は、二月十五日という日付から考

えて、おそらく教如が富島南専寺に落ち着

いたところで發せられたものであろう。淨

興寺住持は、教如が越前富島に下向してき

たことを知つて急ぎ駆け付け、右の書状を

拝受したものに違いない。

なをく肝煎頼候。冷二心つけ頼り

候。將又さかいに伊賀居申候間、談合

候て、命のうちに今一たび、たちかへ

り候やうに才覚、肝要候。

態染筆候。仍無事二山の中までのき候。可

心安候。甲筋へ心かけ候へハ、俄二路次不合期故、か様の始末候。向後無退屈馳走願入候。爰元不弁のやうたい、推量あるへく候。此分二候ハ、煩申へきかと思ひ候。さてく残多まで候。なにとそ才覚候て、命のうち今一度、たちかへり候やうに頼入候。穴賢々々。

天正九年之
二月廿日

(宛所脱カノ)

教如(花押)

次いでその五日後に発せられたと推測されるのが右の書状である。それによると、教如はいま無事に「山の中」まで移動したこと、また本来は甲斐へ下向する予定であったが、途中の経路に支障があつてかかる事態となつたこと、そして存命中に今一度立ち帰りたいので、「さかい」(和泉界か)にいる「伊賀」と相談の上で馳走すべきこと、これらの点が述べられている。年次については確証に乏しいが、天正九年のものである可能性は高いと思われる。

そこで次に、この時期に教如が発した絵像の裏書について検討してみよう。彼が富島南

小泉 教如の諸国秘回と「大坂拘様」御書

表1 教如発給の絵像裏書一覧(天正十年以前)

| | 年月日 | 願主(括弧内は本寺名) | 絵像の種類 | | | | 所蔵者 |
|---|-----------------|-------------|-------|----|------|-----|-----|
| | | | 親鸞伝絵 | 証如 | 聖徳太子 | 七高僧 | |
| 1 | 天正9(1581).3.2 | 美濃 安養寺 乗了 | ○ | | | | 安養寺 |
| 2 | 天正9(1581).9.28 | 尾張 善久(上宮寺) | | ○ | | | 長誓寺 |
| 3 | 天正9(1581).9.28 | 尾張 願正(勝万寺) | | ○ | | | 善徳寺 |
| 4 | 天正9(1581).12.23 | 美濃 安養寺 乗了 | | | ○ | | 安養寺 |
| 5 | 天正9(1581).12.23 | 美濃 安養寺 乗了 | | | | ○ | 安養寺 |

出典：北西弘氏『一向一揆の研究』史料篇・裏書集(春秋社、1981年)

専寺に滞在したと申しき天正九年春から翌十年春にかけては、表1のごとくに五点の裏書が作成されている。まずその発給の月日であるが、天正九年の三月から十二月にかけてまとまっているので、その間に教如が同一地点に留まっていたと想定することには、なんら無理は生じない。しかしながらその翌年の天正十年の裏書は一点も残されていないから、天正十年には裏書作成の余裕は失われてしまつたと判断される。次に絵像を受領した者については、美濃郡上郡の安養寺が三点、尾張国内の二道場が各一点である。これらの寺院・道場は、富島南専寺に比較的近い立地とみなして差し支えないから、教如の越前滞在を聞き付けて彼らは直ちに、かつ密かに馳せ参じたと想定することができよう。なお、これらの絵像は、あらかじめ作製されていたものを教如が持参したと考えるべきであつて、南専寺滞在中に絵師が描いたと想定するわけにはいかないであろう。またこれらを所蔵する寺院・道場、およびその手次寺が、現在いずれも東派(教如派)に属していることは言うまでもないところである。

四

かくのごとくして密かに越前富島にきた教如であつたが、前掲の由緒書で語られていたように、彼はここに天正十年(一五八二)春まで留まっていたらしい。そして次に彼は、新たに越中に転じたのである。

一、天正十年三月下旬、^{教如}信浄院様、按察法橋・富井佐渡守・豊前浄喜寺等、被為

召連、当寺江御潜入。十有余日御滞留被
為在之候。^⑨

右は城端善徳寺の由緒書の一節であるが、
それによると教如は、天正十年三月に下間頼
龍・富井佐渡守らとともに善徳寺に潜入し、
十数日間滞在したとされているのである。そ
してその間に善徳寺は、教如潜伏の報を越後
上杉景勝にもたらしたらしく、やがて次のよ
うな景勝書状が届けられるに至った。

飛脚到来、得其意候。仍而先達柴田、山内
相動之処、及防戦、数千討捕之由、心地好
候。次彼徒、越中表相動候。魚津・松倉、

如何にも堅固申付之間、可心安候。然者門
跡、至于五ヶ山辺御下向之由候。幸之儀候
間、任兼而之首尾、國中相催、可被揚放火
事肝要候。有遅々者不可然候。越中・能
劬・其国御門徒中、於発向者、当国差合、
今般凶徒之根切不可成之条、有其心得、一刻
片時茂早々被揚火、先尤候。恐々謹言。
天正十年
卯月八日

善徳寺^⑩
景勝(花押)

これによると、柴田勝家勢が加賀山内を攻
撃したのに対して、迎え撃った一向一揆勢が

数千の柴田勢を討ち取ったとの報は、まこと
に心地よいことだと述べ、その後柴田勢は越
中表に転戦したが、魚津・松倉の拠点は上杉

勢が堅固に守備しているので心配無用である
こと、また「門跡」^⑪教如が「五ヶ山」あた
りに下向した由なので、かねての手筈通りに
国中の一揆勢に命じて「放火」させるべきこ
と、そして越中・能劬・其国(加賀か)
の門徒中が発向するならば、これに越後上杉
勢が協力して柴田勢を根切りにできるであろ
うから、速やかに火を放つべし、と記されて
いるのである。

この書状で注目すべきは、「門跡」^⑫教如
が五ヶ山あたりに下向したと記される点であ
る。教如が越前から越中五ヶ山に転じた理由
については、彼が後に上杉景勝に宛てて発し
た書状に、「兩度之芳翰、殊更以神文可令下
国之由、本懐不過之候。其以前、既雖発足候、
路次不輒、途中遅々^⑬とあるから、景勝から
「神文」^⑭神詔起請文を伴った下国勧誘の書
状が届けられ、これが重要な契機になったこ
とは明らかである。そして教如はそれ以前に
雑質を脱していたものの、途中に種々の障害

があつて容易に越後には到達できなかったと
語られているのである。

五

しかしながら、景勝の下向勧誘は単なる契
機にすぎず、教如が越中に移動した真の理由
は、織田信長軍の行動を牽制するために、後
方で攪乱作戦を展開することにあつた。すな
わち同年二月に、織田信長は甲斐武田勝頼の
攻撃を実行するのであるが、これに対応して
武田氏支援のために越中一向一揆の蜂起を企
てること、これが教如の目的だつたと思われ
るのである。

『信長公記』^⑮によれば、信長は二月九日に
甲斐出陣を命じ、先陣の織田信忠勢は二月十
四日に木曾谷・伊奈谷に入つて北上し、高
遠・諏訪・深志(松本)・小諸と次々に攻略
して、翌月七日には甲府に達し、十一日につ
いに武田勝頼など一門を討ち取つたのである。
信長自信はやや遅れて伊奈谷を根羽・平谷・
浪合を進み、ここで届けられた勝頼の頸実検
を三月十四日に行った。さらに彼は飯田・高
遠・上諏訪・甲府へと進み、次いで本栖・沼
津を経て東海道に出て、四月二十一日によつ

やく安土に戻ったのである。

この信長の甲斐攻撃に当たり、武田勝頼の支援を行うべく、教如は越中一向一揆に蜂起を命じたのである。『信長公記』を見ると、

一揆勢は三月十一日に、信長方の富山城を一旦は奪回したと語られている。前掲の卯月八日上杉景勝書状で、教如の五ヶ山 downward に呼応して一揆勢に放火を行わせ、柴田勢の根切りを行うべしと述べられていたのは、まさしくこの蜂起によって一揆勢が一時、柴田勢を圧倒する勢いにあつた戦況を表現したものである。しかしながら、富山城については、柴田勝家や佐々成政・前田利家などから信長に宛てて、ほどなく再制圧できるであろうとの書状が届けられており、まもなくに平定されたものと推測してよいであろう。次いで信濃でも、四月五日に一揆勢が蜂起して飯山城を取り巻いたとされ、これも教如の指示に基づいたものである可能性が高い。しかし信長方の森勝蔵の軍勢には、新たに稲葉勢が加わって、同七日には再制圧されたと語られている。

ところで、かかる越中一向一揆の蜂起が、

小泉 教如の諸国秘回と「大坂拘様」御書

五ヶ山に移動した教如の指示によって行われたものであるならば、城端善徳寺空勝に宛てられた次の教如書状は、もしかすると門徒衆に決起を促すためのものであつたと解すべきではあるまいか。

「善徳寺御房 教如」

今度大坂拘様の儀、思立候処、即一味之段、誠志之程、難忘事候。たとひ入眼之儀相調候共、身上之儀、聊不可有機遣候。将連々馳走之儀、神妙候。就中師弟共、信心決定候へく候。今度之報土往生をとけらるへき事、肝要候。此等之旨、門徒中へも可申伝候。為其染筆候也。猶按察法橋可申候。穴賢。

三月廿八日

善徳寺御房

「玉案下」

善徳寺殿

玉案下

端書不申入候。

只今被成下 御書候。謹而御頂戴候而、懇可有御聴聞候。仍今度御問之儀三付、別而當御所様之御儀、御馳走之段、神妙二被思

食候。向後弥可被抽御粉骨事、肝心二候。

自然 御両所様御問、御入眼候共、不可有御機遣候。今般御一味被申輩者、逆も御見放有間敷候条、可御心安候。為可被止御疑心、如此二被仰出候。恐々謹言。

卯月三日

善徳寺殿

玉案下

了明 (花押)

前者の教如書状を本稿では、冒頭の文言にちなんで「大坂拘様」御書と呼称するのであるが、従来この発給年次は天正八年と考えられていた。しかしそれが誤りで、天正九年または十年のものと推測されたのは金龍静氏である。本稿ではこの氏の指摘に従い、「大坂拘様」御書は天正十年の発給と断定したのである。

そこでその内容であるが、前者では教如が天正八年に「大坂拘様」、すなわち石山本願寺における籠城継続を思い立った際、善徳寺空勝が直ちに一味に属してくれたことは忘れ難いところで、もし父頭如との間で、「入眼」⇨仲直りの事態となつても、見捨てることはしないから気遣い無用であると述べ、相

表2 教如の「大坂拘様」御書一覧

金龍静氏「蓮如教団の発展と一向一揆の展開」第7表に基づく
 (『富山県史』通史編2・中世、第四章第一節)

| | 月 日 | 宛 先 | 下間了明添状 の発給日 | 所 蔵 者 | 出 典 |
|----|-------|-------------|----------------|-------------|-------|
| 1 | 2.23. | トキ明覚 | 3.1. | 美濃養老郡、唯願寺 | 教如消息 |
| 2 | 2.23. | 道了 | | | 教如消息 |
| 3 | 2.23. | 浄念寺・同門徒中 | | | 教如消息 |
| 4 | 3.朔. | 了順 | 3.朔. | | 教如消息 |
| 5 | 3.9. | 本善寺 | | 加賀石川郡、本善寺 | 加賀市史 |
| 6 | 3.9. | 浄土寺 | 3.12. | 美濃岐阜、浄土寺 | 岐阜県史1 |
| 7 | 3.9. | 了法 | 3.12. | 尾張海部郡、恵念寺 | 教如消息 |
| 8 | 3.9. | 等覚坊 | | 美濃大垣、等覚坊 | 岐阜県史1 |
| 9 | 3.9. | 大垣寄合所 | | 美濃大垣、乗専寺 | 教如消息 |
| 10 | 3.9. | 蜂屋出羽守 | | 近江坂田郡、徳満寺 | 教如消息 |
| 11 | 3.9. | 慈光寺 | 3.12. | 三河碧海郡、慈光寺 | 岡崎市史6 |
| 12 | 3.9. | 尾州羽栗郡足近村西方寺 | | | 教如消息 |
| 13 | 3.9. | (欠) | | 河崎稔氏(史料編纂所) | |
| 14 | 3.9. | (欠) | 3.12. | 美濃揖斐郡、西蓮寺 | 岐阜県史2 |
| 15 | 3.21. | 光明寺坊主・門徒中 | | 尾張知多郡、光明寺 | 知多郡史 |
| 16 | 3.21. | 空専 | 3.24. | 和泉堺、浄徳寺 | 堺市史 |
| 17 | 3.21. | 性春 | 3.24. | 摂津大坂、光泉寺 | 教如消息 |
| 18 | 3.21. | 弘誓寺 | | 近江神崎郡、弘誓寺 | 教如消息 |
| 19 | 3.21. | 還応 | 4.14. | 尾張一宮、徳法寺 | 一宮市史6 |
| 20 | 3.21. | 成信房・同門徒中 | 卯.25. | 尾張津島、成信坊 | 教如消息 |
| 21 | 3.21. | 報土寺 | | 尾張 | 教如消息 |
| 22 | 3.21. | 善徳寺 | 卯.3. | 越中東砺波郡、善徳寺 | 富山県史2 |

出典欄：教如消息……『教如上人消息一石山合戦』（『真宗史料集成』第6巻）
 岐阜県史1・2……『岐阜県史』史料編、古代中世1・2
 一宮市史6……『新編一宮市史』資料編6
 富山県史2……『富山県史』史料編2

続く馳走を神妙と謝してする。この書状の性格は、石山合戦最末期の教如に加勢した善徳寺空勝に対して、いわば「感状」として発せられていることは明らかであろう。しかしながら、さらに新たな蜂起が指示された時点でこれが発給されていることに留意すれば、これを単に過去の戦功の褒賞のためと解するのでは不十分である。後半部分に「師弟共、信心決定候へく候。今度之報土往生をとけらるへき事、肝要候」とあるのは、もはや単なる慣用的表現と評するわけにはいかず、坊主・門徒衆に対して新たな一揆を組織し、敵陣攻撃を行って浄土往生（戦死）を遂げるべし、と呼び掛けているものと解釈しなければならぬのであるまいか。

次いで後者の下間了明添状では、籠城戦において「当御所様」に教如方に属して馳走に努めたことを教如が謝していると述べるとともに、もしも顕如・教如の間が「御入眼」の事態になったとしても、気遣いは無用であるとし、見離されることはないから安心するようにと念を押しているのである。

ところで金龍氏は、同内容の文書を一群と

して処理する重要性を指摘されたが、別掲の表2「大坂拘様」御書一覽により、これらを天正十年のものと想定することが妥当かどうかを考えてみよう。一覽を眺めてまず気づくことは、日付が二月二十三日から三月二十八日までと、ごく短期間に集中して発せられている点であつて、それはまさしく教如の越中五ヶ山下向と時期が一致している。次に宛所は、美濃・加賀・尾張・近江・三河・和泉・摂津に所在する寺坊・道場の坊主で、その範囲が比較的狭いことに留意すべきであろう。これは、教如の意思を伝え聞いた坊主・門徒衆が、直ちに越中に馳せ参じて来たことに対応し、彼らに順次この御書が下付されたというのであろう。そして越中善徳寺宛てのものが最後となつているのは、この時点で武田勝頼滅亡の報が教如の耳に達し、一揆蜂起の目的が失われたために、これまでの善徳寺の功績を讃えるべく最後の花押を据えたものと思われる。

以上によつて、この「大坂拘様」御書は、天正十年春の信長軍による武田氏攻撃を牽制するため、越中五ヶ山に転じた教如が一揆蜂

起を指示した際に、結集した坊主・門徒衆に発せられたものであることが明らかになつたと言えるであろう。そしてこの御書を拝受した彼らは、それを携えて一揆軍を構成し、富山城の攻撃など軍事行動に突き進んでいったのではなからうか。

六

教如の指示による越中一向一揆の蜂起は、しかしながらまもなくに終了する。と言うのは、信長軍の攻撃によつて三月十一日に武田氏が滅亡してしまい、一揆蜂起の目的がなくなつたからである。教如の「大坂拘様」御書が、善徳寺宛て三月二十八日付けのものを最後として消滅するのは、もはやそれ以降の戦闘継続を必要としなくなつたからであらう。上杉景勝からの善徳寺宛卯月八日付け書状が届いた時点では、すでに一揆が蜂起すべき時期は過ぎてしまつていたのである。また信濃の一揆も四月七日には鎮圧されたと言られていたから、両国とも四月中には、一揆蜂起は終了したと考へて差し支えないのではなからうか。

脱出し、播磨に転じたもののようである。天正八年庚辰七月廿八日、教如上人石山御退去以来、信長在世ノ間ハ、中国ニ住シ、毛利家ヲタノミ所々御経回アリ。天正十午午年六月二日信長滅亡ノ後、羽柴秀吉備中ヨリ馳登ルノ時、領地播磨ニ入。此砌、同国ニ蟄居シ給ヒシ教如上人ヲ、姫路城内へ招請シ、面謁談話アリ。則秀吉ノ使者木下半助吉蔵ヲ差添、紀州鷺ノ森御坊へ送りマイラセ、本願寺ヲ御味方ニ約諾ス。¹⁶⁾

右は「大谷嫡流実記」の一節であるが、これによると教如は、信長滅亡の六月二日の時点で播磨に居住していたとされ、秀吉は姫路城内で面謁したうえ、雑賀鷺ノ森まで木下吉蔵に送り届けさせたので、秀吉は本願寺を味方に付けることができたと言われている。前半部分では、天正八年の石山退城以来、教如は一貫して中国毛利氏のもとに居住していたように語られているが、これは正しくない。前述の通り、教如は天正十年三月下旬までは確実に越中五ヶ山にいたから、播磨に転じたのはそれ以後のことである。そして播磨で信

長滅亡を知った教如は、直ちに雑賀に立ち戻り、こうして諸国秘回の旅は終わったのである。

七

本稿の検討で明らかにできた点は次の通りである。

顯如が離脱した後の石山本願寺で、いましばらくの籠城継続を唱えた教如も、天正八年(一五八〇)八月にはついに退城を余儀なくされ、紀伊雑賀に転じた。迎えた父顯如は教如を義絶とし、また彼に従った主戦派の坊主・門徒衆を破門に処する。そこで彼は同年十一月下旬まで雑賀に逼塞していたが、やがて密かに脱出して諸国秘回の旅に出た。

当初の目的は甲斐国であったと思われるが、飛騨高山に達したところで先へ進めなくなり、同年末に越前石徹白村を通って穴馬八ヶ村のうち半原村に至った。そしてここで翌九年春を迎えて、さらに富島南専寺に転じたのである。南専寺には天正十年(一五八二)春まで逗留し、近在の雲乗寺にも数日間止宿するが、その間に教如は、南専寺賢宗の娘との間に男子「宮内卿」を儲け、のちに宮内卿

は大野法蓮寺の住持となった。

天正十年春になって教如は越中五ヶ山に転じ、三月下旬に善徳寺に入部する。同道していたのは下間頼龍・富井佐渡守らで、越後上杉景勝からの強い勧めが契機になったものではあるが、しかし本来の目的は、甲斐武田氏の攻撃に出陣した織田信長軍を、後方で牽制

するためであった。やがて善徳寺の教如のもとへは景勝の書状が届き、上杉勢と一向一揆勢が協力して、越中表を転戦する柴田勝家勢に対抗すべきことが記されていた。

ところで、この時期に教如が集中的に発したのが、いわゆる「大坂拘様」御書である。内容は、天正八年の教如の石山籠城継続に当たり、一味参陣してくれたことを謝したうえで、もし父顯如との間に「入眼」が成立しても、見捨てることはしないから気遣い無用と述べたものである。しかしながらこの御書の性格を、単に過去の戦功を褒賞した「感状」とだけ解したのでは不十分であって、これを拝受した坊主・門徒衆は、勇躍して新たな越中の敵、柴田勝家勢に挑みかかっていったに違いない、つまり単なる慣用的表現と見えた

「師弟共、信心決定候へく候。今度之報土往生をとけらるへき事、肝要候」の一節は、実は、坊主・門徒衆が一味同心を誓約したうえで、敵陣を攻撃して浄土に往生すべしと嚴命した、教如の突撃命令であったとみなさねばならないのである。

しかしながら、教如の指示による越中一向一揆の蜂起は、まもなくに終了したと推測される。それは本来の目的たる武田氏支援が、勝頼滅亡で無意味となったからである。教如の「大坂拘様」御書が三月二十八日付けのものを最後としている点も、かかる理解の妥当性を示しているよう。

教如はまもなくに越中から播磨に転じ、ここで信長滅亡の六月二日を迎える。豊臣秀吉の庇護のもと、彼は直ちに雑賀に戻り、こうして諸国秘回の旅は終わったのである。

注

① 本願寺史料研究所『本願寺史』第一巻、一九六一年。

② 「西入坊文書」第一号(「岐阜県史」史料編・古代中世)。

③ 富島「南専寺文書(東派)」第一五号、南専寺由

- 緒略記(『大野市史』第一卷・社寺文書編)。
- ④ 富島「南専寺文書(東派)」第五号、明和八年四月、南専寺願書。
- ⑤ 「雲乗寺文書」第一号、雲乗寺寺伝并諸記録(『大野市史』社寺文書編)。
- ⑥ 「淨興寺文書」第三号(『新潟県史』資料編四・中世二、通算第二二三号)。
- ⑦ 「西照寺文書」第一号(『新編岡崎市史』第六卷、史料・古代中世)。
- ⑧ 北西弘氏「一向一揆の研究」史料編・裏書集(春秋社、一九八一年)に基づき一覽に整理したものである。なお拙稿「雑賀以後の本願寺と越前一向衆」(『北陸史学』第四三号、一九九五年)には全点の一覽を掲げた。
- ⑨ 「善徳寺文書」善徳寺由緒書。
- ⑩ 「善徳寺文書」。
- ⑪ 「本誓寺文書」第五卷一号(『新潟県史』資料編四・中世二、通算二八九号)。
- ⑫ 奥野高広・岩沢愿彦氏校注「信長公記」(『角川文庫』二五四一)。
- ⑬ 「善徳寺文書」(『富山県史』史料編二・中世、第一九四九号)。
- ⑭ 「善徳寺文書」(同右書、第一九五五号)。
- ⑮ 金龍氏「蓮如教団の発展と一向一揆の展開」(『富山県史』通史編二・中世、第四章第一節)。
- ⑯ 「大谷嫡流実記」教如の項(『真宗史料集成』第七卷、伝記・系図)。